

第5章 小規模ソーラー発電と税金について

太陽光発電は、CO₂排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資することから、グリーン投資減税の対象設備として認められています。

平成 24 年には再生可能エネルギー固定買取価格制度も施行されました。「施行後 3 年間は、集中的な再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、再生可能エネルギーの供給者の利潤に特に配慮することとしています。(政府広報より)」とありますから、平成 26 年度末までに太陽光発電事業に参入したいと考えられる方が多くいらっしゃるでしょう。

本章では、税金について「太陽光発電事業だから」特に知っていただきたい部分を取り上げます。

1 国税(所得税、法人税)について

法人、個人事業主、個人さらには全量売電か余剰売電かなど事業形態によって税制上の所得区分が違ってきます。

自分が太陽光発電で売電することでどのような所得扱いになるか、以下は一つの目安ですが、詳細は所管の税務署又は税理士にご相談下さい。

※ 固定価格買取制度では小規模ソーラー発電設備(10kW 以上 50kW 未満)については全量売電か余剰売電かを選択することが出来ます。

(1) 全量売電の場合

法人、個人に関わらず全量売電は「事業所得」とみなされます。

(2) 余剰売電の場合

① 法人の場合

法人の「雑収入」か余剰となる事業の「付随収入」となります。

② 個人(不動産賃貸事業者)の場合

不動産所得の「付随収入」となります。

③ 個人(一般事業者)の場合

一般事業所得の「付随収入」となります。

④ 個人(サラリーマン等)

「雑所得」となります。

【注意 1】

※余剰の場合に概ね上記のような判断となりますが、設備認定容量によっては「事業所得」として見なされグリーン投資減税の対象となる場合があります。

【注意 2】

※グリーン投資減税は青色申告を要件として法人、個人の方が、太陽光発電設備(10kW 以上)を取得し、ご自身の事業の用に供した場合に適用することができる制度です。

Q. 所得区分がちがうとどうなるの？

所得区分の違いは、グリーン投資減税の適用に大きく影響します。この減税は「事業用」の太陽光発電システムと認められた場合にのみ受けられる税金の優遇制度です。売電による収入が「事業所得」でなければグリーン投資減税措置をうけることはできません。

余剰電力を電力会社に売却する際、個人の場合には事業を営んでいるか否かで取り扱いが変わりますので、いろんなケースで見えていきましょう。

(1) 個人事業者(商売をしている個人)

所有する店舗に太陽光発電設備を設置し発電した電力を使用する場合に、その発電した電力の一部でも事業用として使用している場合には、余剰電力の売却は事業所得の付随収入となります。

この場合、必要経費に算入する減価償却費の計算は耐用年数17年で求めます。なお、店舗兼住宅などの場合で発電量が自宅部分と店舗部分で分けられない場合には、減価償却費の額を合理的な基準で按分し計算する必要があります。

(2) 不動産業(貸家、貸しビル業など)

賃貸アパートなどの屋上などにて太陽光発電設備を設置し、発電した電力を共用部分などで使用した場合には、余剰電力の売却収入は不動産収入に係る収入金額となります。

減価償却費の計算は上記(1)と同じですが、後述のグリーン投資減税については事業所得の計算上の特例ですので不動産賃貸業の場合にはこれらの特例は受けられません。

(3) 給与所得者(サラリーマン)

給与所得者である個人が、自宅に太陽光発電設備を設置し余剰電力を売却している場合は、雑所得に該当します。

減価償却費の計算も耐用年数17年で計算しますが、発電量のうち売却した電力量の割合を求めて償却費の按分計算をする必要があります。

なお、給与収入が一か所で確定申告の必要のない方の場合は雑所得が20万円を超えなければ確定申告は不要です。しかし太陽光発電による売電所得のほかにも雑収入があって合計雑所得が20万円を超えた場合、あるいは医療費控除などの手続きをする場合には、併せて、申告が必要ですのでご注意ください。

(4) 法人(株式会社など)

法人が太陽光発電設備を設置した場合には、個人事業者と同様に売電収入が法人税の対象となります。なお、不動産業を営む場合であっても法人であればグリーン投資減税の対象となります。

以上は国税(所得税、法人税)に対する説明ですが、

これ以外にも市県民税や事業税、固定資産税などが賦課されることがありますので、個別具体的な事案については顧問税理士等にご相談ください。

2 グリーン投資減税について

青色申告書を提出する個人及び法人が太陽光発電設備^{※1}を設置し、かつ一年以内に事業の用に供した場合に、事業の用に供した年度において取得価額の30%特別償却か100%即時償却又は7%税額控除(中小企業者等^{※2}のみ)のいずれかが選択できます。

30%特別償却

平成25年4月1日～平成28年3月31日の期間内に取得して、その取得の日から一年以内に事業の用に供した場合

100%即時償却

平成25年4月1日～平成27年3月31日の期間内に取得して、その取得の日から一年以内に事業の用に供した場合

7%税額控除

上記の特別償却か即時償却に代えて選択可能です。(普通償却との併用は可能です)

※1 固定買取価格制度の認定をうけた10kW以上の設備であること。認定申請書の写しが必要になりますから、電子申請の際には画面を印刷し保存しておきましょう。

※2 ここでいう中小企業者等とは、個人事業者の場合は常時使用する従業員の数が1千人以下。法人の場合は資本金1億円以下(大企業の子会社を除く)または資本金・出資金を有しない法人のうち従業員の数が1千人以下のことです。

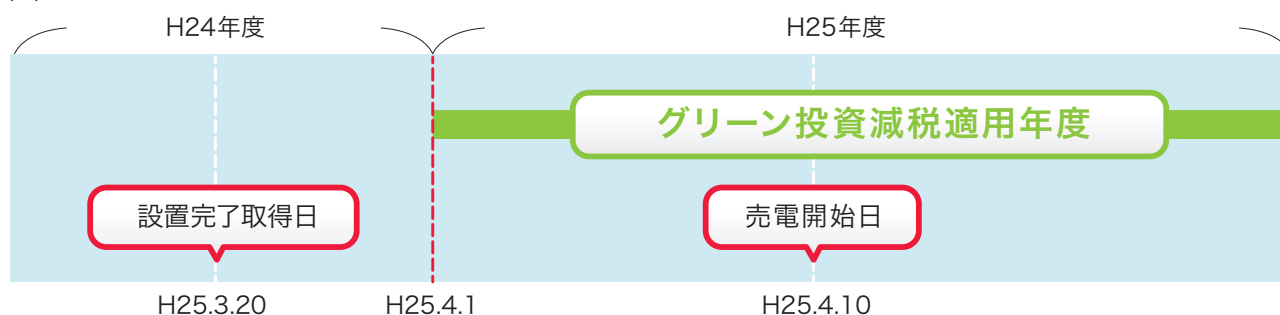
グリーン投資減税のまとめ

減税措置		適用		特記	効果の特徴
		取得日			
		～H27.3.31	H27.4.1 ～H28.3.31		
特別償却	100%	○	×	特別償却の不足額は、 翌年に限って繰越可	課税の繰延 減価償却費の早期計上を認めるもので、減価償却費の総額は変わらない。 該当年度に特に法人の所得金額を下げる必要がある場合に有利。
	30%	○	○		
税額控除	7%	○	○	中小企業者等のみ 控除額≤法人税 20% 不足額は翌年繰越可	直接、税が控除される

*取得日…太陽光発電設備を設置完了し引き渡しをうけた日とみなします

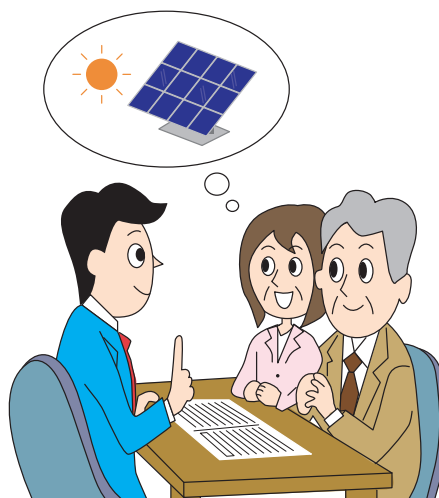
*事業の用に供する…電力会社との連系接続を開始した日とみなします

(例)



ちなみに似た名前の制度でグリーン税制というのがありますが、これは低燃費でなおかつ排出ガスもクリーンな車を普及させるため、排出ガスと燃費が一定基準を満たす車両に対して、税金が優遇される制度(エコカー減税)のことです。

グリーン投資減税は平成23年6月30日からスタートした比較的新しい制度ですが、対象年度や対象設備などの改正が行われておりますので、最新の情報については資源エネルギー庁のホームページ<http://www.enecho.meti.go.jp/>などからご確認ください。





ひとつの仮定ケースをみてみましょう

〈取得価額1700万円で太陽光発電事業を始めた中小企業A社〉

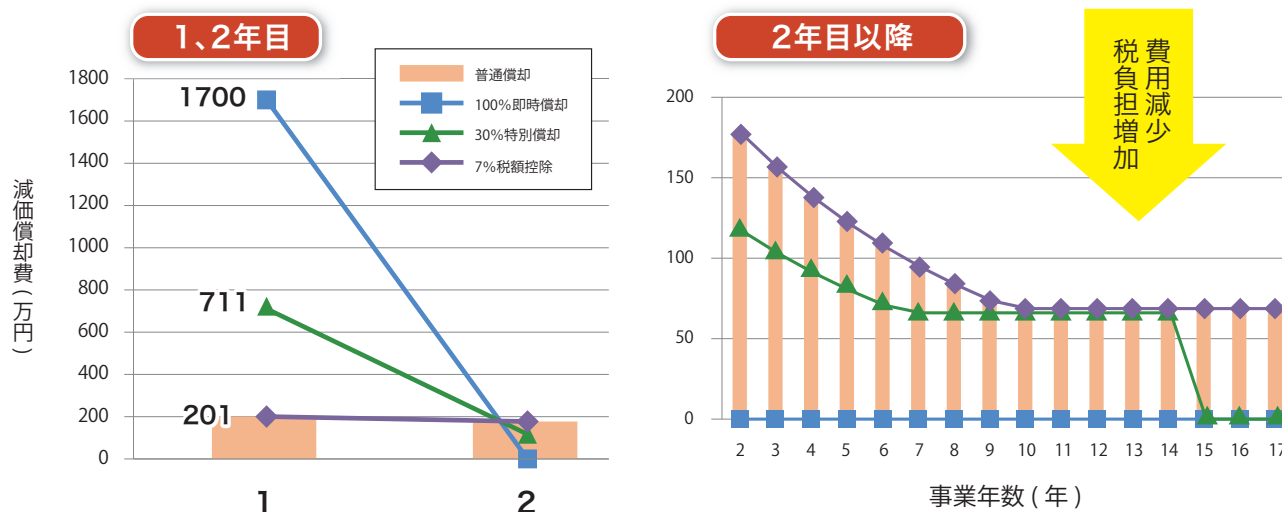
H25年4月に売電を開始したA社、H26年3月の決算を迎えました。今期は特に好調で(太陽光発電設備の償却費を含めない)課税所得が3000万円、法定実効税率40%(仮定)になっています。

今期法人税の計算

減税措置	減価償却費	法人税	(最大得られる) 初年度効果
利用しない	201 耐用年数17年 償却率0.118 $1700 \times 0.118 = 200.6$	1120 $(3000 - 201) \times 0.4$	
即時償却100%	1700 普通償却+残る未償却分	520 $(3000 - 1700) \times 0.4$	▲600
特別償却30%	711 普通償却+取得価額×0.3 $201 + 1700 \times 0.3$	916 $(3000 - 711) \times 0.4$	▲204
税額控除7%	201 普通償却に同じ	1001 普通の法人税- 取得価額×0.07 $1120 - 1700 \times 0.07$	▲119

(単位：万円 計算結果の万円未満四捨五入)

選択する減税措置によって減価償却費はどう変わるのでしょか。



100%即時償却の効果はすごいなあ。初年度の税金を減らすならこれだ。
でもまあ、以降は償却費がないから負担は重くなる。結局後でその分を納めるわけだ。
30%特別償却すれば、償却期間短縮になる。
7% 税額控除の場合は、始めに税額控除を受けて普通の減価償却をするのか。
太陽光発電事業は20年を見据えてといわれているし、我が社にあった方法がどれなのか
税理士さんとよく相談しよう。



グリーン投資減税の適用は一概に『これがいい』とは申し上げられません。
適用可能か否かも含めて各社の経営状況にあった最適な選択のために、税理士など専門家とのご相談をお勧めします。